



## カウンセラーの倫理的葛藤解決について 事例による考察

井 口 益 之

**概要** カウンセラーには、その責務に基づき順守すべき倫理綱領といくつかの倫理項目がある。しかし企業団体に勤務するカウンセラーには、組織の一員として業務命令に従う義務もあり、そこにクライアントと組織の間の利益相反による葛藤が生じることになる。地域社会で業務を行うカウンセラーには、日常クライアントと遭遇したり、慣習的な社交を余儀なくされ今後のカウンセリング関係に悩むこともあろう。またカウンセラーが同僚を啓発すべき際に、その方法について葛藤を感じることもある。本稿ではそれらの倫理葛藤（ジレンマ）の解決方法を代表的な事例により考察をすると共に、解決するにあたりカウンセラーが保持すべき付加的能力について考察した。

**Abstract** Counselors have responsibility to follow the code of ethics based on their moral duty. But employed counselors also have to follow the rules of the enterprise. Under these circumstances, they may fall into a dilemma of conflict of interest between the client and the enterprise. Community counselors often may be compelled to join the client in the social relation. Therefore, they may be worried about the relation with the client from now on. And other counselors may be worried about how to enlighten their colleagues. So, this paper clarifies through a few case studies how to resolve above-mentioned dilemmas, and additional abilities for resolving them.

**キーワード** カウンセラー、倫理的葛藤、守秘の限界、二重関係の回避、相互啓発  
**原稿提出日** 2012年9月3日

## 1. はじめに

内外の政治経済情勢はめまぐるしく変化し、企業間の競争はグローバルな規模で激化している。職場では早いサイクルでの技術革新と労働生産性向上が一層要求されるなかで、非正規雇用の増加、正規労働者との処遇格差、正規労働者の過重労働による心身障害と自殺者の多発が長く問題視されてきた。また新しい働き手として期待されるべき若者が、学校から社会にスムーズな移行ができず、長期にわたりフリーター化するなど深刻な現実がある。

一方生活の場である地域社会に目を移すと、働く女性の育児環境の整備、介護を必要とする高齢者と心身障害者など社会的弱者の支援強化が課題になっているが、これらに重なる形で生活保護受給者の増加が喫緊の問題としてクローズアップしている。

このように産業、教育、地域それぞれの場において発生する問題解決への貢献を期待された種々のカウンセラーが、他の専門職と共にネットワークを組んで支援者として活動する場が増加している。

心のケアを担うカウンセラーとしての資格には、産業カウンセラー、臨床心理士、認定心理士、教育カウンセラー等々あり、専門領域も産業、医療・福祉、教育など様々である。そしてこれらの専門職が守るべき倫理には共通点も多い。しかしそれぞれの場で働く全てのカウンセラーが、職業倫理をよく理解し倫理に沿った活動が意識的にできているのだろうかという疑問がある。専門職を認定している学会・団体によって職業倫理に対する関心の度合いと研鑽重視の姿勢に温度差があるように思えてならない。またカウンセリングを実践する場合、カウンセラー個人が強い倫理意識を持ちそれを順守しようとしているが、組織構成員として立場、地域コミュニティの構成員としての立場、あるいは専門家集団での立場等で、倫理的葛藤に悩みを感じている場合が多いのではないだろうか。

本稿ではカウンセラーの責務及び主要な倫理項目について一覧したうえで、産業カウンセラーとして実践活動を行う筆者の経験も踏まえて、倫理的ジレンマとその解決策について幾つかの代表的事例を示し考察する。

## 2. 専門家としてのカウンセラーの責務

カウンセラーは専門家として社会的責任を負う存在であり、クライアントに対する基本

的責務として次の6つの倫理原則（原理）を負うと説明されている（水野2005）。

① 自律尊重の原理

カウンセラーはクライアントの自律や個人の尊厳を尊重する。カウンセラーは自身の考え方をクライアントに押し付けたり、クライアントを過度に依存させず、役立つ情報を与えるなどクライアントの自己決定を支援する。

② 無危害原理

クライアントを傷つけたり、危害を及ぼしてはならない。危害が生じた場合は、それを最小限にとどめる。危害に含まれるものには精神的、物質的、身体的、社会生活的危害がある。

③ 仁恵原理（利益供与の原理）

カウンセリングは、クライアントにとって有益なものでなければならない。つまりカウンセリングを通じてクライアントの健康を促進し成長・成熟を促し、クライアントに積極的な利益を供与すべきである。

④ 公正の原理

料金、サービスの質や内容は、クライアントにとって不公平となることなく、公正であること。クライアントの権利の尊重、面接時間や場所が誰にでも公正に利用できるようになっていることが求められる。

⑤ 誠実原理

カウンセラーはクライアントと誠実な関係を成立させ、クライアントを搾取したり、だましたり、心理的に操作してはいけない。

⑥ 忠誠原理

カウンセラーはクライアントに対して専門家として知り得た秘密を厳守する義務がある。またクライアントを決して見捨てたり任務を投げ出したりしない。

カウンセラーは、その置かれた立場等により、複数の原則同士がぶつかり合い、同時に果たせないジレンマを経験することがある。これらの解決を考察することが本稿のテーマである。

### 3. 倫理綱領と倫理項目

前節で述べた責務を全うするため、カウンセラーは通常その属する資格団体等により定

められた倫理綱領を順守する義務を負って活動している。たとえ資格団体等に属さずとも資格名称を掲げて専門職として活動する限り、その資格団体の倫理綱領を順守する道義的義務があると解すべきだろう。また倫理綱領を順守することは、クライアントの権利を守るのみならずカウンセラーの立場を守ることにつながる。

倫理綱領の倫理項目は、主としてカウンセリング対象など社会的役割の違いにより少しずつ異なるが共通点も多い。

以下は第4節以下で事例を考察するために必要な4つの主要倫理項目について述べる。

#### 1) インフォームド・コンセント

カウンセリングは民法での準委任契約に属する。カウンセリングは、その初期もしくは必要時に、カウンセラーとクライアント間の同意契約とも言えるインフォームド・コンセントを得てすすめることが必要である。その具体的内容は①カウンセラーとしての依拠理論、スーパーバイザー②カウンセリングの料金③カウンセリング期間と集結④カウンセリングの中断とリファー⑤守秘の本質・目的とその限界などである。

インフォームド・コンセントはクライアントの自律を尊重する基本的姿勢のもと、カウンセリングの内容を確認し、クライアントの信頼を得るためにも、重視されなければならない。

#### 2) 守秘義務

専門家として最も大切なのが守秘義務だとされることが多い。クライアントは通常その資格者を信頼しカウンセラーとカウンセリング関係を持つに至る。クライアントはその相談内容を他人に知られたくなく、知られることにより精神的な傷を負うことになるので、カウンセラーがその秘密を他の第三者に漏らすことは固く禁じられている。

守秘義務については、医者、看護師、助産師など医療従事者や薬剤師、弁護士、公証人などに対しては刑法に秘密を犯す罪として規定されており、他の同種専門家や公務員もそれぞれの法律で守秘が義務付けられている。個人情報保護法は個人情報取扱事業者に対して守秘義務を課しているが、専門家としてのカウンセラーにはいずれの法律にも守秘義務規定はない。それだけに倫理綱領に守秘義務を定めることに大きい意義があると言える。

しかしこの守秘義務にも限界がある。つまりカウンセリングを通じて語られたクライアントの秘密が、自他を著しく傷つける恐れがあると判断された場合とか、それが重大な法律違反につながる場合などは、守秘の義務を解き危機介入を行うべきである。

### 3) 二重関係の回避

守秘義務と並んで重要とされているのは二重関係（多重関係ともいう）の回避である。二重関係はカウンセラーがクライアントとの間でカウンセリング関係以外の関係を持つことである。あるいは既に他の関係にあった者同士がカウンセリング関係を持つことである。カウンセリングの場では、カウンセラーとクライアントは専門性において対等の関係ではない（非対称の関係）ので、両者が二重関係を持つことで、カウンセラーがクライアントを支配し傷つけてしまう恐れが生じる。またカウンセラーが冷静な判断力を失うことでクライアントを傷付けることに繋がることもあるだろう。

その典型が性的関係である。クライアントはカウンセリングを通じてカウンセラーに信頼感を高めていくという関係にあり、通常密室で二人きりの相談時間を過ごすという事情も重なって、お互いに恋愛関係ないし性的関係を持ってしまう例が多数報告されている。アメリカ・カウンセリング学会倫理綱領（2005年版）はカウンセリング関係終了後も原則5年間は恋愛関係ないし性的な関係を持つことを禁じている。もし両者が関係を持ち続けた場合、カウンセリングの場における非対称の関係がそれ以外の場で継続され、支配・被支配関係が続く恐れがあるからである。

また、性的関係以外に家族的、社交的、金銭的などの個人的関係およびビジネス的關係との二重関係も同様に避けるべきである。しかし文化的慣習による些細な贈答など、それを断る方がむしろクライアントへの危害がより大きいと判断される場合もあるだろう。

### 4) 研鑽義務

カウンセラーは援助専門家として基本的人権を尊重し、専門家として持つべき社会的識見と高い専門技能を保持して、クライアントの深い信頼を得てクライアントに最大の利益を供与する義務がある。そのためカウンセラーはすすんでスーパービジョンを受けるなど、技能向上のためたゆまず研鑽に励む必要がある。また自らの能力の限界をわきまえ、場合によっては他の専門家を紹介（リファー）するなど能力を超えた無理な行為をしないことも肝要である。

また自己啓発と同じく、クライアントの傷害防止とカウンセラーの信頼維持のために専門家同士の相互啓発も忘れてはならない。

以上、専門家としてのカウンセラーが守るべき主要な共通的倫理項目について述べたが、すべての人が果たすべき法令順守義務は言を待たない。次節以下ではカウンセリングの場

でカウンセラーが遭遇する葛藤の処理方法について事例を通じて考察したい。

なお以下に示す事例中のクライアント等は特定の人物を指すものではない。

#### 4. 企業における守秘の限界

##### 【事例1】

Aさんはある企業との契約によって企業の相談室に勤める自営カウンセラーであり、毎週2日勤務で労働者からの相談に応じている。Aさんは非常勤ではあるが、企業内の健康管理センターの一員としての立場にある。

3人の部下を持ちIT技術者であるBさん（38歳、男性）が、1ヶ月ほど前からAさんのところへ相談に訪れている。Bさんは、最近仕事が忙しく残業が月100時間前後の状態が続き、食欲がなく、夜もよく眠れないし、職場ではやる気が出ないと訴えている。カウンセラーのAさんは、Bさんの症状では医学的な判断が必要と思い、Bさんに対して会社の産業医または社外専門医の受診を勧めているが、どうしても行こうとしない。Bさんにその理由を尋ねたら、そろそろ人事異動で管理職になれる時期であり自分の今の状態を絶対に会社には知られたくないので受診したくないし、もちろんAさんからも会社には報告しないで欲しいという。

AさんはBさんの症状がさらに悪化し自殺にまで至らないか心配だが、一方カウンセラーとしてクライアントの秘密を守る義務があるのでジレンマを感じている。

##### 【考察1】

カウンセラーは忠誠原理としてクライアントに対する守秘義務を持ち、相談中に得られたクライアントに関する情報を他の第三者に漏らしてはならない。

一方労働者を使用する事業者は、労働安全衛生法第3条で「快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて・・・労働者の安全と健康を確保・・・」を義務付けられている。労働契約法第5条でも「労働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮・・・」を求められている。いわゆる安全配慮義務を課されているのである。企業で働くカウンセラーは雇用形態の如何を問わず、他の健康管理スタッフと連携して、事業者の安全配慮義務執行を補助する立場にある。

もしAさんが守秘義務を破って何らかの形で企業側に通報した場合、カウンセラーとしてBさんからの信頼を失うだけでなく、これが原因で人事処遇に悪い影響があったと

してBさんから訴えを起こされることも想定される。昨今のように企業業績が悪化するなかでリストラ解雇対象者の選定材料として企業から利用されかねない。

しかし、Bさんから健康状態を聞きながらそのまま放置した結果、さらにBさんの症状が悪化したり、最悪自殺に至るケースも考えられる。この場合、Bさんに結果としてより大きい危害を加えることになるし、事業者が安全配慮義務を果たさなかった責任を問われることにもなる。その場合カウンセラーも、Bさんの状態を知りながら企業から組織の一員として然るべき報告をしなかった責任を追求されるかもしれない。通常はBさんの様子がおかしいと気がついた上司から、カウンセラーに問い合わせが来る場合が多い。

Aさんはクライアントと企業の利益相反の狭間に立って、職業倫理と組織倫理のジレンマに陥っているわけである。このジレンマを解決するためにどんな方法があるだろうか。

この場合、先に述べたインフォームド・コンセントの内容として「守秘の限界」を想起する必要がある（第3節参照）。守秘義務は絶対ではなく、場合によっては第三者に開示せざるを得ないことがあることを、インフォームド・コンセントの内容として確認しておけば、カウンセラーのジレンマ解消の大きい手助けになる。

Aさんは情報開示を行うかどうかの判断をする場合、開示の場合または非開示とした場合のクライアントと企業の両者のメリット・デメリットを冷静に分析して判断する必要がある。事例の場合、Bさんの健康と生命への危害防止が最優先事項であると判断されるので、AさんはBさんと話し合っ企業への何らかの情報開示が必要であり、結局はBさんの利益につながる主旨の説明、開示方法の検討などを行う。Bさんとの合意が得られれば、通常は健康管理センター責任者の産業医に報告相談することになる。その内容は、Bさんの症状について危機介入の必要性確認、受診の勧奨依頼、職制に対する労働環境の改善依頼などになるだろう。

このように企業への情報開示を行う場合でも、カウンセラーはクライアントのプライバシー保護に軸足を置き、開示が必要不可欠かなどを事前に検討する必要があるし、開示する場合も自己決定権を尊重すると共に、企業との交渉等を通してクライアントに与える危害が最小になるよう配慮しなければならない。

いずれにしても、どのような組織で働く場合でも、カウンセラーは安全配慮義務など関係法規類の知識を得て置くことと、自分が働く組織の規則などについて熟知して置く必要がある。

また、クライアントまたは企業など組織と調整を行った場合、のちの三者間の紛争防止のためにも確かな記録を残すべきことが大切である。記録は企業組織におけるケースだけでなく、他のカウンセリングの場における関係者間で調整が行われた場合も同様であることは言うまでもない。

## 5. 地域社会での二重関係

### 【事例2】

カウンセラーのCさんは、自分が住む地域自治体から委託を受け女性相談室でカウンセリングを始めた。Cさんの専門はひとり親家庭の母親支援、家庭内暴力(DV)を受けける配偶者の支援などで、クライアントは主として女性である。

Cさんの所へ相談に来るクライアントが月日の経過と共に徐々に増え、しかも継続的にカウンセリングする機会が多くなってきたので、Cさんは仕事のやり甲斐を感じているが、同時に真剣に悩む事もできてきた。

例えばクライアントのDさんとは、よく買い物をするスーパーが同じで、店でもぼったり顔を合わすことがある。またクライアントのEさんとは、お互いの子供同志が同クラスであり、授業参観などで顔を合わす。そのような場面カウンセラーはどんな姿勢で臨むべきかが難しく、つい曖昧な態度をとってしまう。

また同じくクライアントのFさんは、カウンセリングに来るとき、しばしば手土産として安価な洋菓子を持参する。その場合一応遠慮はするがFさんの折角の好意を無にすると申し訳ない気がして、結局受け取って職場の同僚と分け合って食べることになる。

いずれの場合も、どういう姿勢がクライアントの心を傷つけずベストなのか思い悩んでしまう。

### 【考察2】

急速な少子高齢化は、社会を支える労働人口構成に大きい歪みをもたらしつつある。そのような背景のもと、特に女性が子育てしながら安心して働ける条件の整備が求められており、働く女性の自立支援、ひとり親家庭の子育て支援、家庭内暴力からの脱却支援、児童虐待防止の支援などが重要課題として取り上げられている。国と地方の財政が逼迫するなか、予算措置は十分とは言えないが、住民と行政が支え合う形で様々な施策が施されつつある。従ってカウンセラーの活躍場所も増加していると言えるが、実務で



は事例のようにいろんな形で二重関係が生じる。

事例の D さんや E さんのような場合、二重関係を避けるために C さんは折角順調に進展しているカウンセリングをお断りすべきなのだろうか。単に挨拶を交わすだけでも、D さんや E さんは、C さんにカウンセリングを受けていることが知れるかもしれないし、まして地域で親密な関係に発展する可能性があるなら、明らかに避けるべき二重関係が生じることになる。そうすると D さんや E さんは面接の場で以前と変わらない態度や気持ちでカウンセラーの C さんに接することが難しくなり、C さんもカウンセラーとしての中立で客観的な判断ができなくなる恐れがある。結局はクライアントを傷つけず最大の利益を与えることができなくなるので、原則論で考えれば他のカウンセラーを紹介するのが倫理的な態度と言える。

実際に近隣ではカウンセリングの仕事をしていないことを主義にしているカウンセラーもおるし、事業主が自治体の場合ではクライアントと生活圏を共有するカウンセラーは採用しないなどの配慮をしているケースも見受けられる。しかしクライアントが C さんのカウンセリングを継続して受けたいと強く主張する場合もあるかも知れない。その場合でもクライアントに及ぼす可能性のある危害ないし影響について、カウンセラーは面接の場でクライアントとよく話し合って決定すべきだろう。

F さんの事例は、近隣者に限らずよく発生するケースであるが、贈り物の意味とそれが与える影響についてお互いが話し合うことがここでも大切である。日本の文化としての手土産は、人間関係の潤滑剤としての役割があるが、F さんのように来談の度にいつも持参するような習慣的な贈り物はお断りする方がよいのではないか。しかし元気を失っていたクライアントがカウンセリングで元気になった喜びを表現する一度限りの些少な贈り物も受け取らないと、却ってクライアントを傷つけることになるだろう。そう感じた場合は、クライアントと贈り物の意味について話し合ったうえ受け取り、相談室の仲間で分けて喜び合うことをクライアントに伝えるという方法もあろう。

同じ二重関係でも、先に述べた性的な関係（第3節参照）や、カウンセラーとクライアントの物品売買などは、クライアントに大きい危害を与える可能性があるので厳に禁止すべきであるが、社交関係などは十分な話し合いによる柔軟な姿勢で臨むのが基本と言える。

地域社会以外でも二重関係は発生する。企業での上司・部下間、学校での教員・学生間などである。例えば上司がカウンセリング関係にある部下を仕事上で評価する場合、他の部下に対するのと同じように冷静で公平な態度で臨むことができるだろうか。学校

の教員がカウンセリング関係にある学生の学業評価をする場合も同様である。結局、部下または学生を傷つけてしまう結果になりかねない。この場合、クライアントの自律を支援すべきカウンセラーとして部下または学生を上司または教員に依存させてしまうという可能性もある。このように考えれば両者で想定される結果を認識し合うことも必要であるが、日頃非対称の関係にある者同士でカウンセリング関係を結ぶことは、できかぎり避けるという姿勢が正しいといえる。

しかしカウンセリングを学んだ上司または教員が、日頃カウンセリング・マインドをもって部下や学生に接することは非常に有効で大切である。

## 6. 自己研鑽と相互啓発

### 【事例3】

Gさんは、70歳の年齢を超えてから相当期間経過しているが、カウンセラーとしてずっと仕事を続けている。Gさんは、2年ほど前から物忘れすることが多くなり、家族からも仕事は大丈夫なのかと心配されるようになってきた。しかしGさんは、昔のようではないが体力には自信があるし、家族が考えるほど物忘れがひどいわけではないから心配はないと思い家族にもそう言っている。またGさんは以前より研修会に参加することが少なくなってきたが、過去30年もずっとこの仕事を続けているので、色んな事例を経験し実務遂行能力にも絶対の自信を持っている。

ところが最近になって数名のカウンセラー仲間からGさんの様子がおかしいとの噂が立ち出したが、大先輩のGさんに誰も忠告する人がいない。従前よりGさんから指導を受けてきたカウンセラーのHさんは、クライアントがGさんを信頼して相談に来ているのだから良いとも思うが、先輩Gさんのよくない噂を聞くのはつらいし、万一Gさんの判断ミスでクライアントに害を与えることにならないかと気を揉むばかりである。

また長年Gさんが指導を受けてきたスーパーバイザーが亡くなり、研鑽の機会が少なくなっていることも確かである。

### 【考察3】

人はややもすると他人の問題には敏感に反応するが、自身の問題には気づかないことが多く、この場合もその典型であろう。自分では気づかぬ間にクライアントに危害を加えてしまうことが懸念される。そうは言っても指導を受けた大先輩に後輩たちが物申す

のはむつかしく、ともすれば気づかないふりをしてしまう例は、いずれの世界でも見られる。本来ならスーパーバイザーに情報が入れば善処できることになるが、Gさんのような年齢であれば、指導を受けてきたスーパーバイザーが既に他界していることも少なくない。

通常倫理綱領には、カウンセラーが心身の健全さを欠き他者を毀損する恐れがある場合は、その仕事の一部または全部を差し控えることが記されている。またそのような場合は、まず他のカウンセラーがGさん本人に是正することを求める。これがクライアントを守ると共に、本人のみならず他のカウンセラー全体の信用をも守ることにもなるので、後輩から先輩に伝えることに心情的な抵抗があるとしても、勇気をもって何らかの形で本人を説得する必要がある。場合によってはGさんに親しい先輩がいるなら、その力を借りることも考えられる。それでも効果が無い場合には、最後の手段として資格団体の倫理委員会に提訴することになるだろう。Gさんの感情とプライドを傷つけないかと思うあまり、Gさんの様子を見守ろうとしても、実際には密室でのカウンセリングの場での様子は計り知れないので、事態を一層悪化させることになりかねない。

カウンセラーは専門家として絶えず新しいカウンセリング理論の学習、経済・社会・産業・労働などの動向を把握し、カウンセリング技能の向上に努める責務がある。つまりクライアントの最大利益に貢献できる能力を保持する義務がある。もしカウンセラーが加齢や疾病等によって自らの能力が下降して回復が困難と覚った場合や、客観的に行動を問題視されるようであれば、クライアントに危害を与える結果にならないよう早期に適切な行動を選ぶ姿勢が求められる。また事例のように仲間の専門家が気づいたような場合は、障害を持つに至ったカウンセラーへの配慮も大切だが、クライアントと専門家集団を守るというより大きな責務の遂行に取り組むべきだろう。

## 7. お わ り に

専門家であるカウンセラーが職業倫理を順守することは非常に重要であるが、倫理綱領には全てが書かれていて、それを忠実に実行していれば済むというものではない。

カウンセラーにジレンマを生じさせる問題には、法律問題、制度の問題、文化・習慣の問題、専門職固有の問題などがあり、多岐に亘る上にそれらが互いに絡み合うこともある。

事例1と事例2のように、全てのカウンセラーが独立カウンセラーとして開業しているわけではなく、多くが企業や学校など組織内で仕事をするほか、地域社会の一員として生活

している存在でもあり多面的に複雑に生きている。カウンセラーの資格団体のそれぞれに倫理綱領があるように、働く組織には労働形態の如何を問わず守るべき規則ないし倫理があり、居住するコミュニティにも文化・慣習とそれなりの規範もある。従ってカウンセラーが仕事を遂行する際に、関係する種々の規範が衝突し、カウンセラーはそれをどう解決すべきかジレンマに陥ることは常に起こり得る。この場合カウンセラーはクライアントの利益を最大限守るという責務を全うすると共に、関係する組織などの規範をも守らなければならない。そうでなければ真にクライアントを守ることがも専門職の立場を守ることができない。時にはクライアントと組織の利益が真っ向から相反するという事態になれば、カウンセラーの立場を離れて双方の利益・不利益の程度を測って調整にあたるという任務も敢えて引き受けるべきだろう。

カウンセラーは問題の本質を誤りなく見極め、多角的な視点で問題の解決を図ることが大切である。単に相談室でクライアントの話を聴いてその気持ちに寄り沿い、クライアントへのアセスメント等の結果から心理を洞察して状態の改善に対処するという古典的な実践だけではその任務を全うできない。特に最近のように社会の変化が激しい世の中においては、カウンセラーは絶えざる自己研鑽によって自己を適正に理解すると共に、より広い視野を持ち、環境としての組織へ働きかけたり、クライアントとの間に立って的確な交渉ないし仲裁のできる能力も求められる。

本稿のテーマである倫理ジレンマは、そのようなカウンセラー像の実現があって初めて解決できるものとする。

#### 引用・参考文献

- 金沢吉展著 2006「臨床心理学の倫理をまなぶ」東京大学出版会  
松田純・江口昌克・正木裕史編集 2009「ケースブック心理臨床の倫理と法」池泉書館  
水野修次郎著 2005「よくわかるカウンセリング倫理」河出書房新社  
水野修次郎著 2006「最新カウンセリング倫理ガイド」河出書房新社  
—ACA 倫理綱領対訳と APA 倫理綱領全文訳—  
村本詔司著 1998「心理臨床と倫理」朱鷺書房  
社団法人日本産業カウンセラー協会 2008「産業カウンセリング 第5版」  
社団法人日本産業カウンセラー協会 2006「産業カウンセラー倫理綱領」